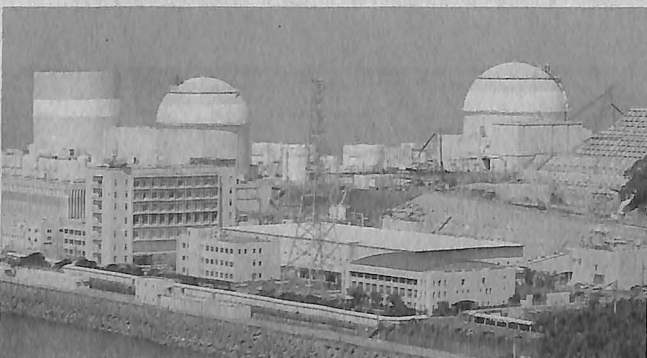


# 噴火影響判断には「不適切」



①火口から煙を上げる阿蘇山=2月、熊本で  
②四国電力伊方原発の(左から)1号機、2号機、3号機=愛媛県伊方町で



伊方3号機の差し止めを  
求める仮処分申請は、高松  
高裁や山口地裁岩国支部で  
も係争中だが、四国電力は  
今月二十七日の再稼働に向  
けて動いている。  
佐伯勇人社長は九月の記  
者会見で「伊方は火山事象  
等に対する安全性を十分に  
有している。一つ一つ勝訴  
の実績を得て、安全性への  
『揺るぎない判例』を積み  
重ねたい」と語った。  
それに対して、九月の二  
つの審理でいずれも住民側  
の代理人を務めた河合弘之  
弁護士は憤る。

「原発事故は、交通事故  
や工場火災とは深刻さが違  
う。広範囲で住民が被ばく  
し、大地が汚染される。国  
が滅びるほどの事態を招く  
危機感から、各地で住民が  
立ち上がった」  
それだけに、社会通念を  
理由に再稼働を認めた決定  
には納得がいかない。「裁  
判官はマジックワードに逃  
げ込まず、誠実に答えてほ  
しかった」と嘆く。  
では、原発を審査する国  
の原子力規制委員会は、伊  
方3号機の火山リスクをど  
う見てきたのか。

規制委には、噴火に伴う  
危険性を評価する手順を定  
める「火山影響評価ガイ  
ド」という内規がある。  
原発の百六十キロ圏内で  
将来活動する可能性のある  
火山を調べ、火砕流などが  
敷地に及ぶ恐れを「十分小  
さい」と評価できなければ  
、原発を立地できないと  
定めている。規制委は二〇  
一五年、約九十年前に阿蘇  
山で起きた破局噴火と同規  
模でも原発に影響はないと  
判断。伊方3号機の再稼働  
の前提となる新規基準に  
「適合」したとする審査書

# 「一般的見解は、原発危ない」

「危険性が社会通念上無  
視し得る程度にまで管理さ  
れ、客観的に見て安全性に  
欠けるところがない」(大  
分地裁)  
「国が破局的噴火の具体  
的対策を策定しておらず、  
国民の大多数は策定してい  
ないことを問題視していな  
い。原子力発電所の安全確  
保の上で自然災害として想  
定しなくても安全性に欠け  
るところはないとするの  
が、少なくとも現時点にお  
けるわが国の社会通念であ  
る」(広島高裁)  
伊方原発3号機の運転差  
し止めを巡る仮処分や異議  
審の決定で、二つの裁判所  
は、阿蘇山の噴火リスクが  
運転再開に支障がないと判  
断した。気になるのが「社  
会通念」という言葉だ。ど  
ちらの決定文でも、重要な  
部分に登場する。  
社会通念とは何か。広辞  
苑第七版で引くと、「社会  
一般で受け入れられている  
常識または見解。良識」と  
ある。法の世界では、最高

「一般の見解は、原発危ない」  
井村隆介・鹿児島大准教  
授(地質学)は「社会通念  
を評価する。  
井村隆介・鹿児島大准教  
授(地質学)は「社会通念  
を評価する。  
井村隆介・鹿児島大准教  
授(地質学)は「社会通念  
を評価する。」

今年三月三日付特報面  
に破局噴火の記事を載せ  
た。読んだ人の反応はお  
おむね「SFみたい」  
「トンデモっぽい」とい  
う感じだった。国家が崩  
壊しかねない災害が平均  
一万年に一度、起きる。  
多くの人は知らないし、  
考えたこともない。そん  
な出来事に「社会通念」  
はあり得ない。(裕)

実は

## 「裁判官の主観。説得 力を増すため使う」

## 【社会通念】

常識や見解。「皆がこう  
思っている」(ふじい)な

# 再稼働根拠 おかしい

二つの裁判所が9月下旬、相次いで四国  
電力伊方原発(愛媛県)の再稼働を認め  
た。争点は「破局噴火」と呼ばれる超巨大  
噴火で生じるリスク。「社会通念」を根拠  
に「起きる確率が低いから、想定していな

くても問題ない」と判断した。この社会通  
念という言葉は裁判の場に時々、登場し、  
「本質は裁判官の主観でしかない」と批判す  
る法律家がいる。あいまいな物差しで原発  
を動かすべきではない。(皆川剛、安藤恭子)

## 裁判所 伊方原発3号機で容認

「危険性が社会通念上無  
視し得る程度にまで管理さ  
れ、客観的に見て安全性に  
欠けるところがない」(大  
分地裁)  
「国が破局的噴火の具体  
的対策を策定しておらず、  
国民の大多数は策定してい  
ないことを問題視していな  
い。原子力発電所の安全確  
保の上で自然災害として想  
定しなくても安全性に欠け  
るところはないとするの  
が、少なくとも現時点にお  
けるわが国の社会通念であ  
る」(広島高裁)  
伊方原発3号機の運転差  
し止めを巡る仮処分や異議  
審の決定で、二つの裁判所  
は、阿蘇山の噴火リスクが  
運転再開に支障がないと判  
断した。気になるのが「社  
会通念」という言葉だ。ど  
ちらの決定文でも、重要な  
部分に登場する。  
社会通念とは何か。広辞  
苑第七版で引くと、「社会  
一般で受け入れられている  
常識または見解。良識」と  
ある。法の世界では、最高

「個々人の認識の集合ま  
たはその平均値でなく、こ  
れを超えた集団意識」。言  
葉は難しいが、要するに  
「みんながこう思ってい  
る」ということだ。  
では、そうした集団意識  
があるかどうかは誰が判断  
するの。最高裁は続けて  
「社会通念がいかなるもの  
であるかの判断は、裁判官  
に委ねられている」と述  
べている。つまり、裁判官が  
そんな集団意識があると思  
えば、それが社会通念にな  
ってしまう。

だから、安易に社会通念  
を持ち出すことには批判が  
ある。元裁判官で明治大教  
授の瀬木比呂志氏(民事訴  
訟法)は、「判決や決定で  
『社会通念』を判断の基準  
として用いるのは、わいせ  
つのように、『普通の人の  
意識』を問題にする必然性  
のある特殊な場合に限るべ  
きた」と話す。  
を決定した。  
ただ、今回の広島高裁の  
異議審決定は、規制委の内  
規を「噴火の時期や程度を  
数十年前の段階で正確に予  
測することは困難。不合  
理」と指摘した。  
規制委の更田豊志委員長  
は、先月二十六日の定例記  
者会見で「読みにくい部分  
があるのは確か」と認め、  
ガイドの見直しに言及。本  
年度中に、噴火リスクで原  
発を止める目安となる基準  
を作成する方針だ。  
火山学者は、決定や規制  
委の姿勢をどうみるか。  
首都大学東京の鈴木毅彦  
教授(火山学)は「一般の  
社会通念は『原発は危な  
い』だろう。既存の原発も  
全て立地を見直し、火山の  
近くや断層の真上を避け、  
住民の避難先が確保できる  
場所への設置を考えるべき  
だ」と主張する。  
そう考えるのは、今のと  
ころ火山の噴火は予知でき  
ないからだ。「火山性微動  
や隆起は確認できても、何  
をもって破局噴火の予兆と  
見なすか、今の火山学のレ  
ベルでは残念ながら判断で  
きない」と説明する。だか  
ら、噴火予知の点について  
は「ガイドを『不合理』と  
した判断はうなずける」と  
裁判所を評価する。



四国電力伊方原発3号機の運転差し止めを求めた仮処分申  
し立てで、大分地裁前に集まった住民側=9月28日午後

今回の争点は破局噴火が  
原発に及ぼす危険性。「時  
代や社会が変われば人の意  
識は変わるが、原発は危険  
性の有無という客観的な事  
柄が問題であり、社会通念  
を判断基準にするのはきわ  
めて不適切だ」と瀬木氏は  
批判し、こう強調する。  
「裁判官時代、判決で『社  
会通念』という言葉は一度  
も使わなかった。権力を公  
正にチェックすべき裁判所  
がこんなあいまいな概念を  
持ち出したら、権力側の考  
え方を『社会通念』と形容  
して、難しい判断から逃げ  
ることになりかねない」  
明治学院大と名古屋大の  
名誉教授の加賀山茂氏(民  
法)は戦後に最高裁が出し  
た判決や決定で「社会通  
念」が使われた例を調べ  
た。「大半の場合は『自分  
の考えでは』と同じ意味  
で、裁判官の主観に説得力  
を増すための根拠のない概  
念だった」と指摘する。  
そして「破局噴火は、発  
生確率はかなり低い損傷  
は算定できないほど大き  
い。裁判官は、原発稼働の  
利益と損害のバランスの答  
えが出せず、『社会通念』  
でごまかしたのだろう」と  
裁判所の決定を批判する。

### 「デスクメモ」

今年三月三日付特報面  
に破局噴火の記事を載せ  
た。読んだ人の反応はお  
おむね「SFみたい」  
「トンデモっぽい」とい  
う感じだった。国家が崩  
壊しかねない災害が平均  
一万年に一度、起きる。  
多くの人は知らないし、  
考えたこともない。そん  
な出来事に「社会通念」  
はあり得ない。(裕)